

令和9年度 保育施設利用申込書類チェックリスト

※ このチェックリストは申込時に提出する必要はありません。

保1: 保護者1

※ 提出書類は、右の□に✓を付して、1から17(必要な書類のみ)までの順番に並べてください。

保2: 保護者2

※ 兄弟姉妹で申込む場合、児童状況書は児童分必要です。その他の書類は世帯で1部で結構です。

全 員	就労証明書など第三者が作成した書類を含めた全ての書類に不足や記入漏れなどの不備がないことを確認した。 (不足不備がある場合、選考の対象外又は利用調整で不利になる場合があります。)		☐		
	1	教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書	☐		
	2	マイナンバー記入用紙	☐		
	3	保育施設入所・転所に関する確認票	☐		
	4	児童状況書 ※出産予定児の申込の場合は出産後にご提出ください。	☐		
	5	保育を必要とする事由を証明する書類(※保護者それぞれの書類が必要です。)	保1	保2	
	本人又は兄弟姉妹が既に認可保育施設に在園している場合、翌年度の現況確認でも下記書類が必要となるため、申込前に原本をコピーした。		☐	☐	
	就労 (外勤)	就労証明書(発行後3か月以内のもの) ※4月入所1次申込については8月以降に証明されたもの	☐	☐	
	就労 (自営) (例)経営者 業務委託 フリーランス等	就労証明書(発行後3か月以内のもの) ※4月入所1次申込については8月以降に証明されたもの	☐	☐	
		自営証明(登記簿謄本 開業届 営業許可証など)	☐	☐	
		収入証明(前年分の確定申告書第一表及び第二表)または売り上げのわかる書類(様式は問いません)	☐	☐	
	疾病	医師の診断書又は疾病・傷病に係る診断書(いずれも発行後3か月以内のもの) ※病名、通院頻度及び疾病を理由に保育にあたれないことが記載されているもの	☐	☐	
	障害	障害者手帳等(写し)	☐	☐	
	看護・介護	看護・介護状況申告書	☐	☐	
		次のいずれか1つ ・看護・介護を要する方の診断書(発行後3か月以内のもの) ・身体障害者手帳(1級～2級)(写し) ・愛の手帳(療育手帳)又は精神障害者保健福祉手帳(有効期限内のもの)(写し) ・介護保険認定結果通知書又は被保険者証(有効期限内のもの)(写し)など	☐	☐	
		タイムスケジュール表	☐	☐	
	妊娠・出産	母子手帳の表紙及び出産予定日がわかるページ(写し)	☐	☐	
就学	次のいずれか1つ ・在学証明書(発行3か月以内のもの) ・学生証(在学期間が分かるもの・有効期限内のもの)(写し)	☐	☐		
	授業の時間割表など	☐	☐		
	タイムスケジュール表	☐	☐		
求職活動	求職活動誓約書	☐	☐		
不存在 (ひとり親)	次のいずれか1つ ・戸籍全部事項証明(発行3か月以内のもの)(写し) ・ひとり親世帯が受けることのできる手当等の受給資格がわかるもの(児童扶養手当証書等)(写し)	☐			
該 当 者 の み	6	税資料	保1	保2	
	令和9年4月～8月の入所申し込みの方で 令和8年1月1日に武蔵野市に住民票がない方		令和8年度個人住民税課税・非課税証明書	☐	☐
	令和9年9月以降の入所申し込みの方で 令和9年1月1日に武蔵野市に住民票がない方		令和9年度個人住民税課税・非課税証明書	☐	☐
	国外の収入がある方		年間収入申告書等	☐	☐

(裏面あり)

状況		必要書類及び注意点	保1	保2
該当者のみ	7 出産予定児の申込(4月入所のみ)	母子手帳の表紙及び出産予定日がわかるページ(写し) 出産予定児の申込に関する誓約書	☐	
	8 就学に該当する方で、大学等の研究機関で無報酬で研究している方等	研究活動証明書(発行後3か月以内のもの)	☐	☐
	9 保育施設の廃業で継続利用ができない方(4月入所のみ)	・保育施設の廃業で継続利用することができないことを証明できるもの。 ・受託証明書(発行後3か月以内のもの) ※就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用していて、週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極又は年間で締結している必要があります。	☐	
	10 就労予定の方 ※就労予定の就労証明書はあくまでも「予定証明」です。予定どおり就労した、又は就労状況を変更した際は、速やかにその旨の就労証明書を提出してください。 ※入所後に就労予定の内容と状況が変わり利用調整指数が下がった場合、退所になります。	就労予定の就労証明書(発行後3か月以内のもの)	☐	☐
		求職活動誓約書	☐	☐
	11 2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない方(4月入所のみ) ※市内地域型保育事業は不要 ※3歳児クラスの申込のみ適用	次のいずれか1つ ・2歳児までしか在園することができない保育施設の受託証明書 ・2歳児クラスから3歳児クラスへの継続利用が施設の事情によりできないことを証明できるもの。 ※就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用していて、いずれも週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極又は年間で締結している必要があります。	☐	
	12 多子世帯(小学3年生以下の子が3人以上いる)の方	教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書の世帯の状況欄に世帯全員の氏名等の記載があること。 ※入所日までに出産予定の子を含めて多子世帯となる場合は母子手帳の表紙及び出産予定日がわかるページ(写し)	☐	
	13 保育を必要とする要件が就労で、障害がある方	次のいずれか1つ ・身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳(有効期限内のもの)(写し)など ・感染症、特殊疾病又は特定疾病を確認できる診断書(発行後3か月以内のもの)など	☐	☐
14 保護者が保育士又は幼稚園教諭(有資格者)として認可保育施設、認証保育施設、企業主導型保育施設又は幼稚園のいずれかで勤務している方(予定を含む)	保育士証又は幼稚園教諭免許(写し) ※就労証明書の保育士としての勤務実態の有無の有または有(予定)に☑があること。	☐	☐	
15 申込児童の兄弟姉妹に障害がある方	身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳(有効期限内のもの)(写し)など	☐		
16 育児休業を取得している方(育児休業取得予定の方)	育児休業の取得状況が記載してある就労証明書(出産予定の方は出産後、産後・育児休業等証明書をご提出ください。)	☐	☐	
17 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	指数の制限に関する同意書	☐		

【問い合わせ】 武蔵野市子ども家庭部子ども育成課 電話0422(60)1854(直通)